

原子力損害賠償に関する条約について

平成23年11月15日
文部科学省原子力損害賠償対策室

1. 原子力損害賠償制度に関する国際条約

● 主要な国際条約

- ① パリ条約【1960年採択、1968年発効】＋ブラッセル補足条約【1963年採択、1974年発効】

<締約国>

仏、独、伊、英等OECD加盟国を中心とする15カ国（パリ）

仏、独、伊、英等OECD加盟国を中心とする12カ国（ブラッセル）

- ② 改正ウィーン条約【1997年採択、2003年発効】

<締約国>

アルゼンチン、ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、モンテネグロ、モロッコ、ポーランド、ルーマニア、サウジアラビアの9カ国

- ③ C S C（Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage）

【1997年採択、未発効】

（発効要件：5カ国以上の締約国の原子炉の熱出力の合計が4億kWを上回ること。）

<締約国>

アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、米国の4カ国

● C S Cの特徴

- ① 締約国の国内法による賠償措置額を超える賠償負担の一部を締約国間の拠出金により補充する仕組みとなっていることから、これが誘引となって、アジア諸国も含めて広く加盟して行く可能性がある。
- ② 原子力事業者の賠償責任の免責事由について、「異常に巨大な天災地変」が定められていること等、我が国の原賠法との親和性がある。
- ③ 我が国と密接な関係を有する米国がCSCを批准している。

2. CSCに加入した場合に考えられる主要な意義

● 原子力事業者への責任集中

我が国メーカーが海外にプラント輸出する場合、輸出先国がCSC締約国であれば、当該国で原子力事故が発生した場合、その原子力事故の責任を免除される。

● 事故の際の締約国からの資金的援助

我が国国内で原子力事故が発生した場合、賠償額が一定以上の金額を超える際は、他の締約国からの拠出金による支援が得られる。

● 国際裁判管轄の明確化

我が国国内で事故が起き、他の締約国で損害が発生した場合、我が国の裁判所でのみ裁判を行うことができる。(裁判管轄権の集中)

● 原子力損害賠償の国際的枠組みの充実に貢献

- ・ 原賠制度が未整備の国等において、国際水準に見合った原賠制度の整備・充実が図られ、当該国において事故が発生し、我が国で損害が生じた場合、我が国は賠償を受けやすくなる。
- ・ 日本を含め、中国や韓国等の近隣諸国がCSCに加入すれば、アジア・太平洋地域において、共通の原子力損害賠償制度に関する国際的枠組みが構築される。

3. CSCに加入する場合に考えられる主要な課題

● 事故発生時の拠出金（約50億円）の拠出

他の締約国において損害が発生した場合も、我が国は拠出金を負担する義務が生じるため、拠出金の扱いをめぐる枠組み（負担主体、負担方法等）について、十分な議論が必要。

● 少額賠償措置に係る公的資金の確保

我が国原賠法上の賠償措置額が条約上の最低基準（3億SDR（約450億円））以下である研究炉、ウラン燃料加工施設等の施設については、最低基準額との差額を埋める公的資金の確保が求められているため、その措置のあり方につき、調整が必要。

● **我が国が被害国となった際の裁判を受ける権利の制限**

我が国が加害国となった場合は我が国裁判所のみ国際裁判管轄が属する一方、他の締約国における事故による越境損害を受けた場合、当該事故発生国の裁判所のみ裁判管轄権が認められるため、我が国国民の裁判を受ける権利の制限につながることから、この点につき、十分な議論が必要。

● **準拠法に関するCSCの規定と国内法制との整合性の確保**

準拠法に関する規定について、CSCでは管轄裁判所の法とされているが、我が国法の適用に関する通則法では原則として「結果発生地」の法を準拠すると規定しているため、同法に日本で発生した原子力事故が他国に越境損害を及ぼした場合においては「加害行為地」法を準拠法とする特例を設けることにつき、法制的な検討が必要。

● **東京電力福島原発事故に関する訴訟の遡及適用について**

今後、仮に我が国がCSCに加入し、同条約が発効した場合に、同条約発効前に発生した原子力事故に関して提起された訴訟に対し同条約が適用されるかどうかについては、同条約に明文上の規定はなく、また、我が国は同条約の締約国ではないので、現時点で確定的に解釈することは困難であるが、一般論として言えば、条約は不遡及が原則であるので、既に発生した原子力事故に同条約が遡及適用されるとの解釈をとることは難しいと考えられる。

原子力損害賠償に関する国際条約

名称	パリ条約 【1960年採択、1968年発効】 ブラッセル補足条約 【1963年採択、1974年発効】	改正ウィーン条約 【1997年採択、2003年発効】	CSC 【1997年採択、未発効】	原賠法
締約国	・仏、独、伊、英 等OECD加盟国を中心に15カ国【パリ条約】 ・仏、独、伊、英 等OECD加盟国を中心に12カ国【ブラッセル補足条約】	・アルゼンチン、ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、モンテネグロ、モロッコ、ポーランド、ルーマニア、サウジアラビアの9カ国	・アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、アメリカの4カ国 ※発効要件:5カ国以上の締約国の原子炉の熱出力の合計が4億kW以上。	—
適用範囲	・締約国の領域内で生じた原子力損害に適用(国際輸送中のものも含む) ・非締約国の領域内で生じた原子力損害には不適用	・締約国の領域内で生じた原子力損害に適用(国際輸送中のものも含む) ・非締約国の領域内で生じた原子力損害にも適用	・締約国の領域内で生じた原子力損害に適用(国際輸送中のものも含む) ・非締約国の領域内で生じた原子力損害には不適用	・日本国内 (国際輸送についての規定はなし)
賠償責任・賠償措置	責任の性質	・無過失責任	・無過失責任	・無過失責任
	責任集中	・事業者へ責任集中 ・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。	・事業者へ責任集中 ・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。	・事業者へ責任集中
	免責事由	・戦闘行為、敵対行為、内戦・反乱 ・異常に巨大な天災地変(改正パリ条約では、この事由は削除)	・戦闘行為、敵対行為、内戦・反乱	・戦闘行為、敵対行為、内戦・反乱 ・異常に巨大な天災地変
	責任限度額(賠償措置額)	・1,500万SDR(約22.5億円)【パリ条約】 ・1.75億SDR(約262.5億円)【ブラッセル補足条約】 ・7億ユーロ(約750億円)【改正パリ条約(未発効)】	・3億SDR(約450億円)	・3億SDR(約450億円)
補完基金(拠出金)	・1.25億SDR(約187.5億円)【ブラッセル補足条約】	—	・大規模な原子力損害が発生した場合、3億SDR(又は締約国がIAEAに登録したそれ以上の額)を越える部分には、全締約国の拠出による補完基金が準備される。	—
除斥期間	・死亡又は身体の障害は、原子力事故の日から10年(改正パリ条約では30年に延長) ・その他の損害は、原子力事故の日から10年	・死亡又は身体の障害は、原子力事故の日から30年 ・その他の損害は、原子力事故の日から10年	・原子力事故の日から10年(賠償措置・国の補償が10年より長い期間あれば、その期間でも可)	・不法行為の時から20年(民法)
裁判管轄	・原則として、その領域(EEZを含む)で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。	・原則として、その領域(EEZを含む)で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。	・原則として、その領域(EEZを含む)で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。	・不法行為地が日本国内にあるときは、原則として、日本の裁判所の管轄を認めている(民事訴訟法)

(円換算は平成23年10月28日時点の為替レートによる)